

第93回分科会	資料2
平成21年1月26日	

平成21年1月23日 pm1:10 言渡し（弁論終結日：平成20年10月22日）

（甲事件）平成16年・第10号 原爆症認定申請却下処分取消等請求事件

（乙事件）平成18年・第1号 同上請求事件

鹿児島地裁民事第2部

判決要旨

1 事業の要旨

本件は、いわゆる原爆症の認定申請に対する却下処分についての取消訴訟に、その処分者である厚生労働大臣が当該却下処分をしたこと自体が、公務員による違法行為（国家賠償法1条1項）に該当するとの理由による国家賠償請求が併合された事案であり、被爆者の数でいえば6名の被爆者に関する事件である（うち1名の被爆者については、その相続人2名が訴えを起こしているので、原告の数としては7名）。

なお、弁論を終結した時点では、他に2名の甲事件原告（被爆者）がいたが、この2名については、その後、訴えの全部を取り下げる旨の書面が出されたのを受けて、被告側からもそれに同意する旨の書面が、昨年12月16日までに提出されたことにより、取下げで終了したため、本判決の対象にはなっていない。

2 取消訴訟に関する本案前の争点について（訴え却下）

本件では、取消しが求められていた却下処分の大半について、訴訟の係属中に見直しが行われた結果、当該申請疾病を原爆症と認定する処分がされるに至っており、その関係で、訴えの利益の有無が新たな争点となった。

すなわち、原告■の申請疾病中の「甲状腺腫瘍（全摘術）」と、原告■の申請疾病中の「前立腺腫瘍」を除いては、本件被爆者の認定申請が結局において認められているところ、その前提として、それに関する従前の却下処分については、既に厚生労働大臣自身によって取り消されているので、その取消しを求める訴えの利益は消滅したとして、被告らが訴えの却下を求めたのに対し、原告らは、

あくまで本案判決を求めている。

この点について、当裁判所は、被告らの主張するとおり、裁判所による取消しが求められていた却下処分が、その処分をした厚生労働大臣自身の職権によって取り消されている以上、もはや訴えをもってその取消しを求める利益は消滅したものといわざるを得ないと判断し、それらの取消請求に係る訴えは却下することとした（主文第1項）。

3 原告■のその余の取消請求について（請求認容）

証拠によれば、①原告■の申請疾病のうち「直腸腫瘍（術後）」については、前述の見直しの結果、「大腸癌」の疾病名の下に原爆症の認定がされるに至っていること、②同原告のもう1つの申請疾病である「甲状腺腫瘍（全摘術）」は、要するに甲状腺がんであり、大腸がん等と同様に、一般的に放射線被曝によって発症する可能性が認められている疾病であること、③同原告は、この甲状腺がんのため平成3年8月に甲状腺を全部摘出する手術を受けたことから、それ以後、甲状腺ホルモンを薬で日々に補充する必要がある状態となり、退院後も定期的に病院を受診して、その薬剤の処方を受けた上、これを1日に2回服用する生活を続けて現在に至っていることが認められるところ、この認定事実によれば、原告■の「甲状腺腫瘍（全摘術）」については、それに関する認定申請を却下する処分がされた時点においても、原爆症の認定要件（放射線起因性・要医療性）が存したものと認めるのが相当であるから、上記却下処分は、認定要件を看過したものとして、取り消されるべきである（主文第2項）。

4 原告■のその余の取消請求について（請求認容）

証拠によれば、①原告■の申請疾病中の「前立腺腫瘍」は、実はがんであること、②同原告は、その診断を受けた後、必要に応じて手術を行うとの治療方針の下に、定期的に病院を受診して現在に至っていること、③前立腺がんも一般的

に放射線被曝によって発症する可能性が認められている疾病であるが、同原告のもう1つの申請疾病である「胃癌」については、前述の見直しの結果、原爆症と認定されていることが認められるところ、これらの事実によれば、原告〔〕の「前立腺腫瘍」については、それに関する認定申請を却下する処分がされた時点でも原爆症の認定要件が存したものと認めるのが相当であるから、上記却下処分は、認定要件を看過したものとして、取り消されるべきである（主文第3項）。

5 国家賠償請求について（請求棄却）

厚生労働大臣が原爆症の認定申請に対しその認定要件の判断を誤って却下処分をしたとしても、そのことから直ちに、国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、同大臣が、その判断を行うに際し、職務上通常近くすべき注意義務を近くすことなく、漫然と却下処分をしたと認め得るような事情がある場合に限り、上記の評価を受けるものと解するのが相当であるところ（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照），本件において上記のような事情があったことを認めるに足りる証拠はない。

原告らは、①厚生労働大臣が認定に関する審査基準を設定していなかった点、②審査が遅延した点、③処分理由が提示されていない点において、手続的違法があった旨も主張するが、①については、審査基準の設定自体が義務的なものではないと解されることから、②については、国家賠償請求を肯定させるほどの遅延があったとは認め難いことから、③については、本件の却下処分の通知文書には法が要求している程度の理由は記載されていると認められることから、原告らの主張は採用できない。

よって、本件国家賠償請求は理由がないから棄却すべきである（主文第4項）。

以上